

佐賀市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 113 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、根本的かつ速やかに部落差別の撤廃と人権の擁護を図り、もって人権尊重を基調とする明るく住みよい佐賀市の実現を目指すことを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進し、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも差別を助長するような行為をしないよう努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために人権擁護意識の普及、高揚等の必要な施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、関係団体との協力を密にし、充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための諸施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 7 条 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(補則)

第 8 条 この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。